

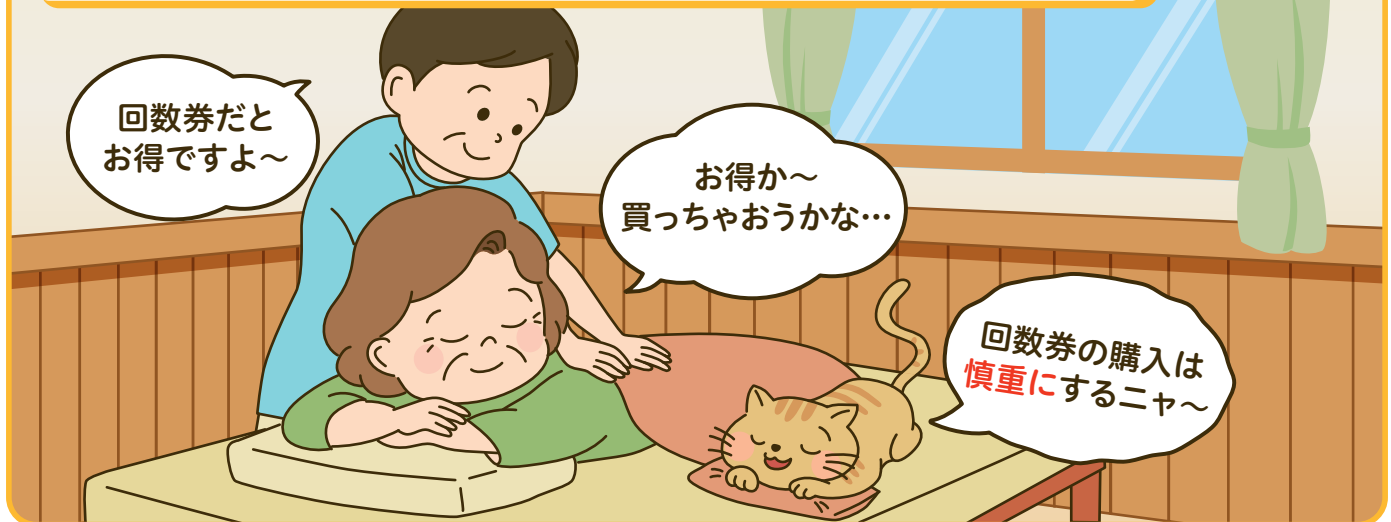
オツと通信



暮らしの
かわら版

整体院の回数券は解約できないの?!

継続的なサービスの契約には要注意!



*整体院で1回あたりの施術代が安くなると回数券を勧誘され購入したが、体に痛みが出たので、残りの回数券の払戻しを求めたところ拒否されたといった相談が寄せられています。

ひとこと 助言

- 整体院に自ら出向いて契約した場合、基本的には、クーリング・オフ制度は適用されません。
- 解約の条件や返金額などは、原則、事業者が決めた約款等に従うことになります。契約する際は、目先のお得感に惑わされず、施術内容や解約の条件等をよく確認し、慎重に検討しましょう。
- 整体院の広告に「腰痛が治る」など症状の改善をうたうことは禁止されています。施術によって得られる効果は保証されているものではなく、期待通りの効果が得られるとは限りません。冷静に判断することが大切です。

契約の勧誘に不安を感じた場合は

消費生活センター(03-5604-7055)にご相談ください。